【Ⅲ法規】　**表20 「高齢者法」の出題法文一覧表**　　※法文の適用法令年月日（平成30年1月1日）： **頁**数は、「平成30年版 建築関係法令集 法令編 （発行㈱総合資格）」の掲載頁を示す。

	法文	頁	見出し	出題年度⇒	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計	率	出題問題の傾向分析
				問題番号⇒	20	19	19	19	無	無	22	無	23	23	無	26	28	24	25	26	26	無	無	26	問	%	
①	**目次**	**423**																									
	法3条	425	基本方針		5																				1	1.6	基本方針を定めるのは、主務大臣である。
	法14条	426	特別特定建築物の基準適合義務											3					1,4					1～4	7	11.1	2000㎡以上の特別特定建築物の建築主は、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。特別特定建築物の建築主は、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努力しなければならない。
	法15条	426	特別特定建築物の基準適合命令		4																				1	1.6	所管行政庁は、違反を是正するための措置を命ずることができる。
	法16条	427	特定建築物の努力義務		1														2						2	3.2	建築主等は、特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努めなければならない。
③	法17条	427	特定建築物の維持保全の認定		2			4,5			3,4						1			1					7	11.1	建築主等は、特定建築物の維持保全計画を作成し所管行政庁の認定を申請することができる。
	法18条	427	特定建築物及び維持保全の変更											1											1	1.6	用途変更して2000㎡の特別特定建築物にしようとする場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
	法19条	428	認定特定建築物の容積率の特例					2								3	2								3	4.8	認定特定建築物の容積率緩和は、1/10である。
	法21条	428	認定建築主への改善命令				3,5				1								3						2	3.2	都道府県知事は、認定の建築又は維持保全を行っていない場合、改善の措置を命ずることができる。
	法23条	428	エレベーターの特例								1								3						2	3.2	車いす利用のEVで防火上及び避難上支障がない場合は、耐火構造とみなす。
	法24条	429	高齢者建物の容積率の特例					3			5														2	3.2	建築物特定施設の床面積が通常より著しく大きい場合は、容積率を緩和できる。
	法35条	430	建築物特定事業の実施											4											1	1.6	市町村により移動等円滑化基本構想が作成されたときは、建築主等は建築物特定事業計画を作成し建築物特定事業を実施する。
	法38条	431	基準構想への命令											5			3								2	3.2	主務大臣等（建築物特定行政庁は所管行政庁）は、勧告に措置を講じないものに是正を命ずることができる。
	法53条	434	報告及び立入検査		3						2														2	3.2	所管行政庁は、建築主等に対し報告及び立入検査をさせることができる。都道府県知事は、路外駐車場管理者等に対し報告及び立入検査をさせることができる。
②	**令目次**	**435**																									
	令4条	436	特定建築物				1	1													3,4				4	6.3	特定建築物に該当するのは、学校・病院・劇場・観覧場・集会場・展示場・百貨店・ホテル・事務所・共同住宅・老人ホームである（賃貸住宅含まず）。銀行・公衆浴場は、特定建築物である（保健所・税務署・公衆浴場は特別特定建築物）。
	令5条	436	特別特定建築物										1～5	2				1,2			1,2				10	15.9	特別特定建築物（ホテル・水泳場・保健所）で令9条2000㎡以上のもの、公衆便所は50㎡以上のものは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない（会員制スイミングスクール・保育所は特別特定施設ではない）。
	令6条	436	建築物特定施設			1～5	2,4																		7	11.1	特定施設に該当するのは、出入口・廊下・階段・EV・便所・敷地内の通路・駐車場である。
	令12条	437	階段													1	4			2					3	4.8	多数の者が利用する主たる階段は、回り階段でないこと、踊場を除き手すりを設けること。
	令15条	438	ホテル及び旅館の客室													2		4							2	3.2	2000㎡以上のホテルで客室50以上の場合は、車いす利用者用客室を1以上設けなければならない。
	令18条	439	移動等円滑化経路													4		3		3,4					4	6.3	廊下等の通路の幅（傾斜路含む）は、120cm以上が必要である。2000㎡以上の公共駐車場は、車いす使用者用便房から道までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路にしなければならない。
	合 計																								63	100.0	

注）表中の**数字**は選択肢問題の番号（代表1法文）、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である（重要一部分の解説）。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。